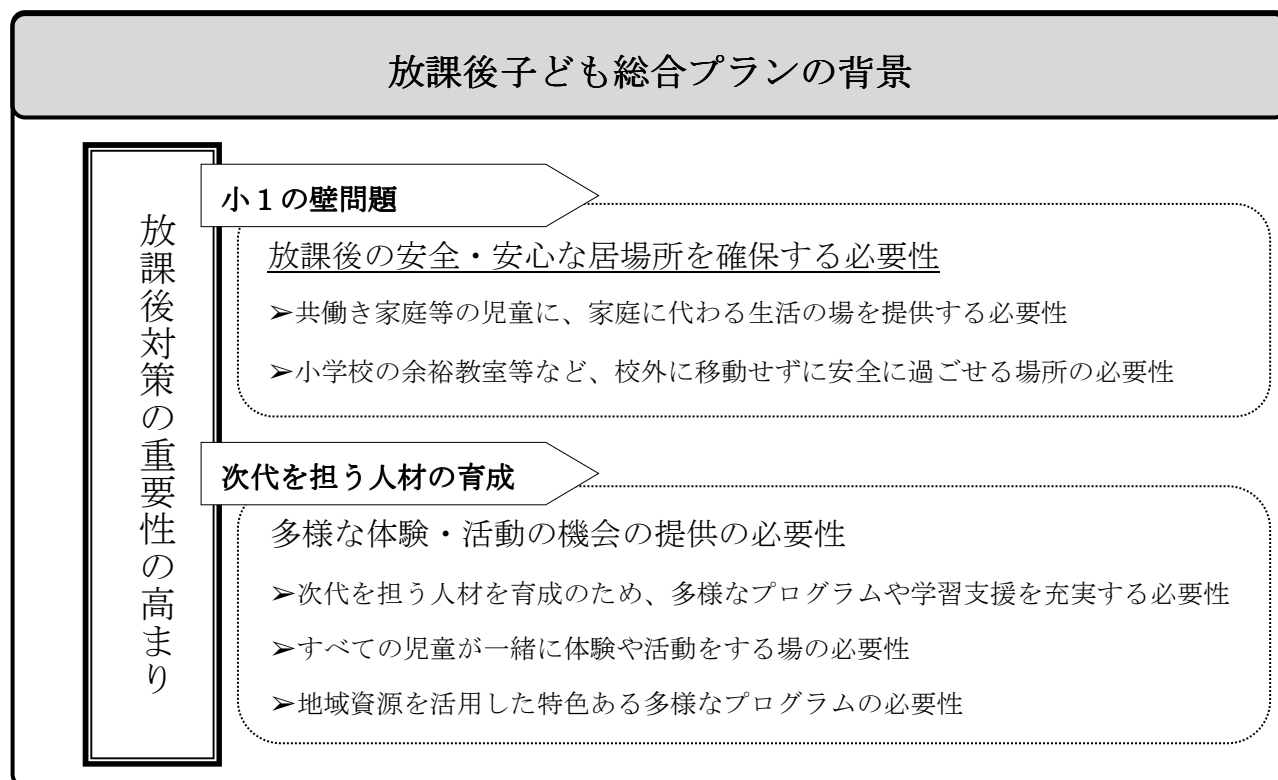


## 放課後子ども総合プランについて

文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭の増加にともない子どもが小学校に入学すると放課後の預け先が確保できず、務めてきた仕事を辞めざるを得ない状況「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進する「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成 26 年 7 月 31 日付で地方自治体に対し通知を発出、平成 31 年度末までに放課後児童クラブと放課後子ども教室を全小学校区（2 万か所）で一体的にまたは連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施することを目標としています。

また、平成 26 年 11 月 28 日付で次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を告示し、放課後子ども総合プランに係る記載を各自治体に依頼しています。



#### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう。

なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はない。

#### 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

○次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むべき内容

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ①放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量                  | ⇒記載済み（第 4 章 4-4.11 : 56P）  |
| ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量    | ⇒ <u>未記載</u>               |
| ③放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画                        | ⇒記載済み（第 5 章 5-3.Ⅲ-2 : 77P） |
| ④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策    | ⇒ <u>未記載</u>               |
| ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策      | ⇒ <u>未記載</u>               |
| ⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 | ⇒ <u>未記載</u>               |
| ⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み 等              | ⇒ <u>未記載</u>               |
| ※④～⑦については、まとめて記載でも可                              |                            |

○次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に記載しない場合の問題点

（国の Q&A）

Q：市町村行動計画に記載ができなかった場合は補助の対象とならないのか。

A：次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、策定が任意となっているところであるが、放課後子ども総合プランに基づき、原則として、市町村行動計画に記載していただくこととしている。

その際、市町村行動計画の策定を補助要件化するかについては、少なくとも新たに検討している一体型の支援策については要件とする方向で検討している。

以上のことから、市町村行動計画に記載すべき内容で石狩市子ども・子育て支援事業計画素案に未記載である②・④～⑦について、次のとおり記載します。

②の記載イメージ

■基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる

施策2 子どもの居場所づくり				
	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設か所数	か所	二	3
子どもの体験や学びの機会充実	プレーリーダーによる体験活動に参加した子どもの人数	人	1,426	1,500
思春期の子どもの居場所づくり	児童館を利用する中高生的人数	人	10,926	12,000
地域スタッフなどの活用	子どもリーダーの認定者数	人	179	300
	プレーリーダーによるイベントの開催回数	回	2	↑
安全・安心・見守り体制の構築	メール配信サービス登録件数(不審者情報)	件	1,075	↑
	青色防犯パトロール講習の受講者数	人	68	100
子ども参加	イベントなどに参画した子どもの人数	人	149	200
子どもの権利の普及・啓発	子どもの権利について、聞いたり、考えたことがある市民の割合	%	69.2	80
施策3 子どもの豊かな心と健やかな体を育む				
子どもの豊かな心を育む取り組み	情操教育プログラムに「感動した」と回答した子どもの割合	%	94.3	100
子どもの体力・運動能力の向上	基礎体力向上教室の開催	—	—	実施
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	思春期保健に関する事業の開催回数	回	1	→
食育の推進	「朝食を毎日食べていますか」という設問に対して「全くしていない」と回答した児童生徒の割合	%	小 0.9 中 1.5	0

### Ⅲ - 2 子どもの居場所づくり

共働き家庭の増加にともない、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要性が高まっています。

次世代育成支援対策推進法の改正においても、就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備の着実な推進が求められています。

また、本市においても、第4章で記載した放課後児童クラブの確保方策にとどまらず、放課後の総合的な子どもの居場所づくりを推進していきます。

#### ■ 施策の方向

- 1) 子どもの体験や学びの機会充実
- 2) 思春期の子どもの居場所づくり
- 3) 地域スタッフなどの活用
- 4) 安全・安心・見守り体制の構築
- 5) 子どもが主に活動する場所の整備
- 6) 子ども参加
- 7) 子どもの権利の普及・啓発

#### ■ 実施事業

- 1) 子どもの体験や学びの機会充実

関連施策・事業	主担当課	概要
放課後子ども総合プラン	子育て支援課 総務企画課	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための方策を検討します。
放課後子ども教室の充実	子育て支援課	専任児童指導員の配置や地域ボランティアの活用により、遊び、体験活動や学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。
<u>一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>放課後子ども教室開催時に、放課後児童クラブを利用する児童も参加できるプログラムを検討します。</u> <u>また、プログラム実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間等について、学校・事業者・行政の連携体制を整備します。</u>
子どもの体験活動	子育て支援課	身近な公園等で主体的に子どもと一緒に遊ぶプレーリーダーを活用する等して、多様な体験活動や異学年異世代交流を図ります。